

局区情報セキュリティ総括責任者
(区・局・統括本部長)

情報セキュリティ運用管理者
(総務局長)

無料公衆無線 LAN サービスの導入・運用における注意事項について (通知)

無料公衆無線 LAN サービスについて、犯罪利用の防止及び利用者の安全確保に関する対策等を実施するよう、神奈川県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課から本市あてに依頼がありました。

無料公衆無線 LAN サービスは、市民サービスの向上が見込まれることから、本市の施設においても導入事例が増加しています。導入にあたって、利用者の利便性を優先し事前認証等の対策を省略すると、当該サービスを利用した犯罪行為が容易になる危険性も有しています。犯罪行為に利用された場合、サービス提供者が利用者から責任を問われる可能性もあります。

これらを踏まえ、無料公衆無線 LAN サービスの導入・運用における注意事項等を定めましたので通知します。所管施設内において無料公衆無線 LAN サービスを提供する場合、次の点を十分注意していただくようお願いします。

1 無料公衆無線 LAN サービスの導入に際して

無料公衆無線 LAN サービスの導入にあたっては次に示す対策を実施してください。無料公衆無線 LAN サービスの提供を事業者と共同で実施する場合には、事業者において対策が実施されることを確認してください。既に無料公衆無線 LAN サービスを提供している場合には、提供中のサービスにおいて対策が実施されていることを確認してください。

(1) 利用者確認の実施

無料公衆無線 LAN サービスへの接続に際して、事前登録や認証手続き等による利用者確認の仕組みが導入されていること。

(2) 通信記録等の保存

無料公衆無線 LAN サービスの認証情報や通信記録が可能な限り長期間保存されていること。

(3) サービス目的以外の利用制限、長時間連続利用の制限

違法や有害なサイトへの接続が制限されていること。また、長時間連続しての利用が制限されていること。

(4) 通信の暗号化、注意喚起の対策

端末とアクセスポイントの間での通信が暗号化されていること。暗号化が困難な場合にはその際の危険性や利用者がとるべき対策を周知していること。

(5) 利用規約等の明示及び利用者への周知

次の事項を含む利用規約等を明示すること。

・当該サービスの事業主体

本市が直接サービスを提供する場合には本市、事業者のサービスを利用する場合には当該事業者である旨の記載

・当該サービスの利用条件

(例) 事業者のサービスを利用する場合には事業者が別途定める利用規約を遵守する

・当該サービスにおける禁止事項

(例) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為の禁止、営利目的での利用の禁止、法令に違反し又は違反するおそれのある行為の禁止

・本市の免責事項

(例) 公衆無線 LAN サービスは利用者の責任において利用する、利用者が公衆無線 LAN サービスを利用して損害を受けた場合も本市は責任を一切負わない

また当該利用規約等を利用者に周知するため、本市 Web ページ上への掲載、利用場所への掲出等を実施していること。

2 行政・情報マネジメント課への事前協議及び情報提供について

所管施設内において無料公衆無線LANサービスを提供する場合には、サービス提供開始前のなるべく早い段階で、総務局行政・情報マネジメント課情報セキュリティ担当との事前協議をお願いします。

さらに、無料公衆無線LANサービスの提供開始日が確定した時点で、総務局行政・情報マネジメント課情報施策担当 (so-icts@city.yokohama.jp) あてに情報提供をお願いします。

3 添付資料

- ・神奈川県警察本部「公衆無線LANサービスの犯罪インフラ化等の防止について」(平成28年5月9日神サ発第4243号)

※ 携帯電話事業者及び公衆無線LAN事業者等が提供する有償の公衆無線LANサービスは本通知の対象外とします。

担当：総務局行政・情報マネジメント課
情報セキュリティ担当 武井、高瀬
電話：671-3792
E-mail：so-sec@city.yokohama.jp